

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 4 月 13 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{ナカツジサクセン} 株式会社中辻鑿泉
 住所 〒578-0953 大阪府東大阪市本庄1丁目7番5号
^{フリガナ}代表者氏名 ^{ナカツジ シゲキ} 代表取締役 中辻 茂樹
 電話番号 072-961-4550
 FAX番号 072-929-8858
 メールアドレス info@nakatsuji-sakusen.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

書類作成者・連絡先
 大阪府行政書士会所属
 行政書士 尾木真一
 TEL 06-6829-6793



指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 4 月 13 日

届出者

ナカツジサクセン

氏名又は名称

株式会社中辻鑿泉

住 所

〒578-0953

代表者氏名

大阪府東大阪市本庄1丁目7番5号

ナカツジ シゲキ
代表取締役 中辻 茂樹

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ナカツジサクセン 株式会社中辻鑿泉		
住 所	〒578-0953 大阪府東大阪市本庄1丁目7番5号		
フリガナ 代表者の氏名	ナカツジ シゲキ 代表取締役 中辻 茂樹		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の氏名		取締役 中辻 美里	令和3年4月1日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 4 月 13 日

申請者

氏名又は名称 株式会社中辻鑿泉

住 所 大阪府東大阪市本庄1丁目7番5号

代表者氏名 代表取締役 中辻 茂樹

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市本庄一丁目7番5号
株式会社中辻鑿泉

会社法人等番号	1220-01-028444		
商号	株式会社中辻鑿泉		
本店	大阪府東大阪市本庄一丁目7番5号		
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。		
会社成立の年月日	平成27年4月16日		
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 さく井戸工事の設計、施工、監理及び請負 2 ポンプ設備工事の設計、施工、監理及び請負 3 水処理関連機器の据付工事及び修理・保守管理業 4 ろ過装置設備工事の設計、施工、監理及び請負 5 給排水衛生設備工事の設計、施工、監理及び請負 6 造園工事の設計、施工、監理及び請負 7 産業廃棄物収集運搬業 8 ボーリング地質調査工事の設計、施工、監理及び請負 9 前各号に附帯する一切の業務 		
発行可能株式総数	2000株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株		
資本金の額	金500万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。		
役員に関する事項	取締役	中辻茂樹	
	取締役	新治千景	平成29年 4月 1日就任
			平成29年 4月 11日登記
	取締役	中辻美里	令和 3年 4月 1日就任
令和 3年 4月 2日登記			

大阪府東大阪市本庄一丁目7番5号
株式会社中辻鑿泉

	大阪府東大阪市本庄一丁目7番5号 代表取締役 中辻茂樹
登記記録に関する 事項	設立 平成27年 4月16日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 3年 4月 7日

大阪法務局
登記官

岩井宏之

